

半 期 報 告 書

(第160期中)

株式
会社 福島銀行

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3 【重要な契約等】	10
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【中間連結財務諸表】	15
2 【その他】	43
3 【中間財務諸表】	44
4 【その他】	52
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	53

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月14日

【中間会計期間】 第160期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

【会社名】 株式会社福島銀行

【英訳名】 THE FUKUSHIMA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木 岳 伯

【本店の所在の場所】 福島県福島市万世町2番5号

【電話番号】 024(525)2525(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部人材開発部担当 猪 股 徹 也

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地
いちご大宮ビル4階
株式会社福島銀行 大宮支店

【電話番号】 048(643)2830(代表)

【事務連絡者氏名】 支店長 伊 藤 雅 憲

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社福島銀行 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地
いちご大宮ビル4階)

(注) 大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2023年度	2024年度	2025年度	2023年度	2024年度
		中間連結 会計期間 (自2023年 4月1日 至2023年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自2024年 4月1日 至2024年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自2025年 4月1日 至2025年 9月30日)	(自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)	(自2024年 4月1日 至2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	6,658	6,604	7,199	13,303	13,417
連結経常利益(△は連結経常損失)	百万円	566	△646	106	1,190	△1,175
親会社株主に帰属する中間純利益(△は親会社株主に帰属する中間純損失)	百万円	321	△951	156	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益(△は親会社株主に帰属する当期純損失)	百万円	—	—	—	866	△1,252
連結中間包括利益	百万円	△754	△1,574	349	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	951	△2,799
連結純資産額	百万円	23,379	25,281	24,232	25,086	24,057
連結総資産額	百万円	819,591	846,559	838,936	828,952	805,096
1株当たり純資産額	円	830.74	720.88	690.57	891.63	685.63
1株当たり中間純利益(△は1株当たり中間純損失)	円	11.50	△32.88	4.47	—	—
1株当たり当期純利益(△は1株当たり当期純損失)	円	—	—	—	30.98	△39.26
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	2.83	2.96	2.87	3.00	2.96
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△6,763	18,665	27,715	1,184	△15,199
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	3,407	△237	△4,007	1,489	△9,516
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△140	1,770	△175	△140	1,770
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	百万円	71,876	98,104	78,495	77,907	54,961
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	501 [168]	483 [167]	470 [148]	484 [165]	474 [162]

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計-(中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第158期中	第159期中	第160期中	第158期	第159期
決算年月		2023年9月	2024年9月	2025年9月	2024年3月	2025年3月
経常収益	百万円	5,323	5,306	6,065	10,974	10,852
経常利益(△は経常損失)	百万円	585	△652	183	1,441	△1,267
中間純利益(△は中間純損失)	百万円	342	△946	245	—	—
当期純利益(△は当期純損失)	百万円	—	—	—	1,123	△1,302
資本金	百万円	18,682	19,638	19,638	18,682	19,638
発行済株式総数	千株	28,000	34,900	34,900	28,000	34,900
純資産額	百万円	21,420	23,458	22,472	23,260	22,204
総資産額	百万円	816,292	843,533	836,074	825,587	801,954
預金残高	百万円	790,209	803,474	800,961	791,030	762,625
貸出金残高	百万円	581,877	581,652	582,644	581,972	576,038
有価証券残高	百万円	153,647	154,784	166,374	155,992	161,367
1株当たり配当額	円	—	—	—	5.00	5.00
自己資本比率	%	2.62	2.78	2.68	2.81	2.76
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	457 [152]	441 [150]	424 [135]	439 [150]	431 [146]

(注) 1 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、以下のとおりであります。

2025年8月27日付で当行の100%出資により、株式会社ふくぎん地域活性化投資（「銀行業」セグメント）を新規設立し、当行の連結子会社としております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状況及び経営成績の状況

(財政状態)

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末比33,840百万円増加し、838,936百万円となりました。純資産は、同174百万円増加し、24,232百万円となりました。

総預金(譲渡性預金を含む)は、公金預金及び法人預金の増加により、前連結会計年度末比33,226百万円増加し、808,777百万円となりました。

貸出金は、地公体向け貸出金や住宅ローンの増加により、前連結会計年度末比6,185百万円増加し、580,402百万円となりました。

有価証券は、国債及び地方債の増加により、前連結会計年度末比4,907百万円増加し、165,551百万円となりました。

(経営成績)

当中間連結会計期間の経常収益は、資金運用収益の増加により、前中間連結会計期間比595百万円増加し、7,199百万円となりました。

経常費用は、預金利息が増加したものの、営業経費及びその他経常費用が減少したことから、前中間連結会計期間比157百万円減少し、7,092百万円となりました。

この結果、経常利益は、前中間連結会計期間比753百万円増加し、106百万円となりました。また、親会社株主に帰属する中間純利益は、同1,107百万円増加し、156百万円となりました。

(セグメント業績)

当中間連結会計期間のセグメント情報ごとの業績は次のとおりとなりました。

銀行業の経常収益は、前中間連結会計期間比664百万円増加し、6,070百万円となりました。また、セグメント利益は、同753百万円増加し、96百万円となりました。

リース業の経常収益は、前中間連結会計期間比44百万円減少し、1,146百万円となりました。また、セグメント利益は、同4百万円減少し、16百万円となりました。

クレジットカード業・信用保証業の経常収益は、前中間連結会計期間比17百万円減少し、57百万円となりました。また、セグメント利益は、同3百万円損失が減少し、6百万円の損失となりました。

(参考)

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、貸出金利息が増加したものの、預金利息も増加したことなどから前中間連結会計期間比101百万円減少し、3,603百万円となりました。

役務取引等収支は、保険窓販・投信窓販業務に関する受入手数料が減少したことなどから前中間連結会計期間比28百万円減少し、640百万円となりました。

その他業務収支は、その他の業務費用が減少したことにより前中間連結会計期間比23百万円増加し、△1百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	3,717	1	△13	3,705
	当中間連結会計期間	3,704	0	△101	3,603
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	3,870	1	△21	(0) 3,849
	当中間連結会計期間	4,631	1	△114	(0) 4,518
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	153	0	△8	(0) 144
	当中間連結会計期間	927	0	△12	(0) 914
役務取引等収支	前中間連結会計期間	669	—	—	669
	当中間連結会計期間	640	—	—	640
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,351	—	△17	1,333
	当中間連結会計期間	1,335	—	△20	1,315
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	682	—	△17	664
	当中間連結会計期間	694	—	△20	674
その他業務収支	前中間連結会計期間	△85	—	61	△24
	当中間連結会計期間	△1	—	—	△1
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	85	—	△61	24
	当中間連結会計期間	1	—	—	1

- (注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。
 2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引及び外国証券取引であります。
 3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間0百万円、当中間連結会計期間1百万円)を控除して表示しております。
 4 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。
 5 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、保険窓販・投信窓販業務に関する受入手数料が減少したことなどにより、前中間連結会計期間比17百万円減少し、1,315百万円となりました。

また、役務取引等費用は、前中間連結会計期間比10百万円増加し、674百万円となっております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,351	—	△17	1,333
	当中間連結会計期間	1,335	—	△20	1,315
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	434	—	△16	418
	当中間連結会計期間	488	—	△18	469
うち為替業務	前中間連結会計期間	177	—	△0	176
	当中間連結会計期間	173	—	△0	172
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	23	—	—	23
	当中間連結会計期間	116	—	—	116
うち代理業務	前中間連結会計期間	6	—	—	6
	当中間連結会計期間	5	—	—	5
うち保護預かり・貸金庫業務	前中間連結会計期間	11	—	—	11
	当中間連結会計期間	9	—	—	9
うち保証業務	前中間連結会計期間	70	—	△0	69
	当中間連結会計期間	43	—	△0	43
うち保険窓販業務	前中間連結会計期間	287	—	—	287
	当中間連結会計期間	199	—	—	199
うち投信窓販業務	前中間連結会計期間	341	—	—	341
	当中間連結会計期間	299	—	—	299
役務取引等費用	前中間連結会計期間	682	—	△17	664
	当中間連結会計期間	694	—	△20	674
うち為替業務	前中間連結会計期間	24	—	△0	23
	当中間連結会計期間	24	—	△0	23

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

3 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	803,474	—	△727	802,746
	当中間連結会計期間	800,961	—	△1,074	799,887
うち流動性預金	前中間連結会計期間	460,816	—	△347	460,469
	当中間連結会計期間	455,058	—	△594	454,464
うち定期性預金	前中間連結会計期間	337,039	—	△380	336,659
	当中間連結会計期間	341,157	—	△480	340,677
うちその他	前中間連結会計期間	5,617	—	—	5,617
	当中間連結会計期間	4,745	—	—	4,745
譲渡性預金	前中間連結会計期間	12,751	—	—	12,751
	当中間連結会計期間	8,890	—	—	8,890
総合計	前中間連結会計期間	816,225	—	△727	815,498
	当中間連結会計期間	809,851	—	△1,074	808,777

- (注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。
 2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。
 3 預金の区分は次のとおりであります。
 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 4 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	579,674	100.00	580,402	100.00
製造業	28,059	4.84	25,995	4.48
農業, 林業	1,468	0.25	1,208	0.21
漁業	286	0.05	286	0.05
鉱業, 採石業, 砂利採取業	380	0.07	272	0.05
建設業	30,991	5.35	29,747	5.13
電気・ガス・熱供給・水道業	26,109	4.50	24,872	4.29
情報通信業	1,575	0.27	1,661	0.29
運輸業, 郵便業	10,956	1.89	10,677	1.84
卸売業, 小売業	32,131	5.54	31,176	5.37
金融業, 保険業	17,592	3.03	16,489	2.84
不動産業, 物品賃貸業	49,542	8.55	49,542	8.54
その他の各種サービス業	49,843	8.60	48,074	8.28
国・地方公共団体	95,839	16.53	100,205	17.26
その他	234,896	40.53	240,192	41.37
国際業務部門	—	—	—	—
合計	579,674	—	580,402	—

- (注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。
 2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは、次のとおりとなりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に預金が増加したことにより、27,715百万円となりました。前中間連結会計期間との比較では、9,050百万円の増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出及び有形固定資産の取得による支出が有価証券の償還による収入を上回ったことにより、△4,007百万円となりました。前中間連結会計期間との比較では、3,769百万円の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、△175百万円となりました。前中間連結会計期間との比較では、1,945百万円の減少となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物は、中間連結会計期間中23,533百万円増加し、78,495百万円となりました。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当連結会社の経営方針・経営戦略について重要な変更又は新たに定めた経営方針・経営戦略はありません。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、当連結会社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更又は新たに定めた経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

(8) 従業員数

当中間連結会計期間において、当連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増加又は減少はありません。

(9) 主要な設備

当中間連結会計期間において、主要な設備について著しい変動はありません。

(10) 資本の財源及び資金の流動性

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した（資本の財源及び資金の流動性）の内容について重要な変更はありません。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2025年9月30日
1 連結自己資本比率 (2/3)	9.26
2 連結における自己資本の額	315
3 リスク・アセットの額	3,405
4 連結総所要自己資本額	136

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2025年9月30日
1 自己資本比率 (2/3)	8.85
2 単体における自己資本の額	298
3 リスク・アセットの額	3,377
4 単体総所要自己資本額	135

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のもに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2024年9月30日	2025年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	42	47
危険債権	71	73
要管理債権	1	1
正常債権	6,043	6,026

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	112,000,000
A種優先株式	90,000,000
B種優先株式	10,000,000
計	112,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	34,900,000	34,900,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株であります。
計	34,900,000	34,900,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年7月29日(注)	—	34,900	—	19,638	△955	—

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振り替えたものです。

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
SBI地銀ホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	11,900	34.12
技研ホールディングス株式会社	東京都千代田区神田東松下町17番地	1,867	5.35
双葉不動産建設株式会社	福島県双葉郡浪江町権現堂上続町18番地2	1,426	4.08
福島銀行従業員持株会	福島県福島市万世町2番5号	967	2.77
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	891	2.55
田中 偉嗣	東京都杉並区	754	2.16
株式会社アラジン	福島県郡山市島2丁目32番24号	538	1.54
石田 慎一	福島県双葉郡浪江町	340	0.97
株式会社第一商事	福岡県福岡市早良区百道浜4丁目31番1号	340	0.97
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番25号	206	0.59
計	—	19,231	55.14

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行 891千株

- 2 SBI地銀ホールディングス株式会社から2024年9月13日付でSBI地銀ホールディングス株式会社、SBIアセットマネジメント株式会社を共同保有者とする2024年9月6日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書に係る変更報告書が関東財務局長へ提出されておりますが、SBIアセットマネジメント株式会社については、当行として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書に係る変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式等の 数(千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
SBI地銀ホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	11,900	34.10
SBIアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	373	1.07

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 27,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,807,700	348,077	—
単元未満株式	普通株式 64,800	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	34,900,000	—	—
総株主の議決権	—	348,077	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」の株式数の欄は、全て当行保有の自己株式であります。

2 「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,800株含まれております。また、議決権の数の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が18個含まれております。

3 「単元未満株式数」の株式数の欄には、当行所有の自己株式10株を含んでおります。

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2番5号	27,500	—	27,500	0.07
計	—	27,500	—	27,500	0.07

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上覧に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※3 55,579	※3 79,197
商品有価証券	195	194
金銭の信託	1,006	1,007
有価証券	※1, ※3, ※7 160,643	※1, ※3, ※7 165,551
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4 574,217	※1, ※2, ※3, ※4 580,402
リース債権及びリース投資資産	4,170	4,326
その他資産	※1, ※3 3,630	※1, ※3 2,829
有形固定資産	※5, ※6 9,974	※5, ※6 9,739
無形固定資産	296	284
退職給付に係る資産	24	46
繰延税金資産	321	338
支払承諾見返	※1 234	※1 235
貸倒引当金	△5,198	△5,217
資産の部合計	805,096	838,936
負債の部		
預金	761,793	799,887
譲渡性預金	13,757	8,890
借入金	2,114	2,051
その他負債	2,197	2,709
賞与引当金	176	179
退職給付に係る負債	59	62
睡眠預金払戻損失引当金	29	17
利息返還損失引当金	3	-
繰延税金負債	28	25
再評価に係る繰延税金負債	※5 645	※5 645
支払承諾	234	235
負債の部合計	781,038	814,704
純資産の部		
資本金	19,638	19,638
資本剰余金	2,758	2,758
利益剰余金	8,931	8,913
自己株式	△20	△20
株主資本合計	31,307	31,289
その他有価証券評価差額金	△8,199	△8,002
土地再評価差額金	※5 826	※5 826
退職給付に係る調整累計額	△25	△31
その他の包括利益累計額合計	△7,397	△7,207
非支配株主持分	147	150
純資産の部合計	24,057	24,232
負債及び純資産の部合計	805,096	838,936

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
経常収益	6,604	7,199
資金運用収益	3,849	4,518
(うち貸出金利息)	3,445	3,944
(うち有価証券利息配当金)	331	440
役務取引等収益	1,333	1,315
その他経常収益	※1 1,421	※1 1,366
経常費用	7,250	7,092
資金調達費用	144	915
(うち預金利息)	133	860
役務取引等費用	664	674
その他業務費用	24	1
営業経費	※2 4,500	※2 4,045
その他経常費用	※3 1,916	※3 1,455
経常利益又は経常損失(△)	△646	106
特別利益	-	47
固定資産処分益	-	47
特別損失	298	3
固定資産処分損	60	3
減損損失	※4 238	-
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	△944	151
法人税、住民税及び事業税	22	21
法人税等調整額	△15	△29
法人税等合計	7	△7
中間純利益又は中間純損失(△)	△951	159
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に帰属する中間純損失(△)	△0	3
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△951	156

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	△951	159
その他の包括利益	△623	190
その他有価証券評価差額金	△627	196
退職給付に係る調整額	4	△6
中間包括利益	△1,574	349
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△1,573	346
非支配株主に係る中間包括利益	△0	3

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,682	1,802	10,450	△20	30,915
当中間期変動額					
新株の発行	955	955			1,911
剰余金の配当			△139		△139
親会社株主に帰属する 中間純損失(△)			△951		△951
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△127		△127
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	955	955	△1,218	△0	692
当中間期末残高	19,638	2,758	9,231	△20	31,608

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△6,693	717	3	△5,972	143	25,086
当中間期変動額						
新株の発行						1,911
剰余金の配当					△0	△140
親会社株主に帰属する 中間純損失(△)						△951
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の 取崩		127		127		-
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	△627	-	4	△622	△0	△623
当中間期変動額合計	△627	127	4	△495	△1	195
当中間期末残高	△7,320	844	8	△6,468	141	25,281

当中間連結会計期間(自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,638	2,758	8,931	△20	31,307
当中間期変動額					
剰余金の配当			△174		△174
親会社株主に帰属する 中間純利益			156		156
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	△18	△0	△18
当中間期末残高	19,638	2,758	8,913	△20	31,289

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△8,199	826	△25	△7,397	147	24,057
当中間期変動額						
剰余金の配当					△0	△175
親会社株主に帰属する 中間純利益						156
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	196	-	△6	190	3	193
当中間期変動額合計	196	-	△6	190	2	174
当中間期末残高	△8,002	826	△31	△7,207	150	24,232

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間 純損失(△)	△944	151
減価償却費	284	286
減損損失	238	-
貸倒引当金の増減(△)	141	229
賞与引当金の増減額(△は減少)	4	3
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	12	△22
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△7	3
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△17	△12
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	-	△3
資金運用収益	△3,849	△4,518
資金調達費用	144	915
有価証券関係損益(△)	69	1
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△0	△1
固定資産処分損益(△は益)	22	△44
貸出金の純増(△)減	266	△6,395
預金の純増減(△)	12,316	38,094
譲渡性預金の純増減(△)	5,077	△4,867
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 (△)	△53	△63
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	534	△84
資金運用による収入	3,846	4,439
資金調達による支出	△86	△697
その他	695	329
小計	18,695	27,745
法人税等の支払額	△30	△29
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,665	27,715
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△6,762	△11,606
有価証券の売却による収入	1,562	738
有価証券の償還による収入	5,731	6,866
有形固定資産の取得による支出	△719	△74
無形固定資産の取得による支出	△49	△26
有形固定資産の売却による収入	-	94
投資活動によるキャッシュ・フロー	△237	△4,007

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	1,911	-
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△139	△174
非支配株主への配当金の支払額	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,770	△175
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	20,197	23,533
現金及び現金同等物の期首残高	77,907	54,961
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 98,104	※1 78,495

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 3社

会社名

株式会社ふくぎんリース&クレジット

株式会社東北バンキングシステムズ

株式会社ふくぎん地域活性化投資

(連結の範囲の変更)

当中間連結会計期間より、2025年8月27日付で新たに設立した株式会社ふくぎん地域活性化投資を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 3社

4 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~50年

その他 3年~15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後3年間の予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下「要注意先」という。)のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者(以下「要管理先」という。)に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後3年間の予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。ただし、対象先の件数が乏しく、算定した損失率の利用が合理的でないと判断される場合は破綻懸念先に準じて貸倒引当金を計上しております。

また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。)に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後1年間の予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の審査部署が当該査定結果を査閲するとともに、更にこれらの部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は1,312百万円(前連結会計年度末は1,313百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当中間連結会計期間末において必要と認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 重要な収益の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

(貸主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(中間連結貸借対照表関係)

- ※1 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる 債権額	4,553百万円	4,863百万円
危険債権額	7,239百万円	7,346百万円
三月以上延滞債権額	—百万円	—百万円
貸出条件緩和債権額	100百万円	100百万円
合計額	11,893百万円	12,309百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※2 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
	126百万円	119百万円

※3 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	35,224百万円	30,214百万円
貸出金	9,090百万円	8,856百万円
計	44,314百万円	39,070百万円

担保に対応する債務

借入金	一百万円	一百万円
-----	------	------

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	11,748百万円	11,543百万円
現金預け金	212百万円	212百万円
その他資産	2百万円	1百万円

また、その他資産には、保証金敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
保証金敷金	210百万円	209百万円

※4 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	29,981百万円	30,261百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	27,946百万円	29,037百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※5 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間(前連結会計年度)末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
	2,853百万円	2,864百万円

※6 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
減価償却累計額	15,847百万円	15,860百万円

※7 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
	31,563百万円	31,437百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
償却債権取立益	17百万円	27百万円

※2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料・手当	1,517百万円	1,478百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	141百万円	231百万円
株式等償却	58百万円	0百万円

※4 減損損失は次のとおりであります。

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業キャッシュ・フローの低下により減損損失を認識すべきと判定された次の資産グループ9ヵ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
福島県内	事業用資産 5ヵ所	土地・建物・動産	176百万円
福島県外	事業用資産 4ヵ所	土地・建物・動産	62百万円

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省2002年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	28,000	6,900	—	34,900	(注) 1
自己株式					
普通株式	26	0	—	26	(注) 2

(注) 1 普通株式の発行済株式数の増加6,900千株は、第三者割当による新株の発行であります。

(注) 2 普通株式の自己株式の増加は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 0千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	139	5.00	2024年3月31日	2024年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	34,900	—	—	34,900	
自己株式					
普通株式	27	0	—	27	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 0千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	174	5.00	2025年3月31日	2025年6月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金預け金勘定	98,771百万円	79,197百万円
定期預け金	△212 "	△222 "
普通預け金	△178 "	△318 "
その他の預け金	△275 "	△161 "
現金及び現金同等物	98,104 "	78,495 "

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

ファイナンス・リース取引における金額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
リース料債権部分	4,574	4,742
見積残存価額部分	43	45
受取利息相当額	△480	△496
合計	4,137	4,291

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	—	—	—	—	—	—
リース投資資産に係るリース料債権部分	1,411	1,126	861	571	329	273

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	—	—	—	—	—	—
リース投資資産に係るリース料債権部分	1,443	1,165	869	626	358	279

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1年内	14	12
1年超	94	89
合計	108	101

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1年内	45	37
1年超	35	23
合計	80	61

3 転リース取引

転リース取引に係る債権等及び債務のうち利息相当額を控除する前の金額で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
リース投資資産	28	21
リース債務	25	19

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	1,006	1,006	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	64,885	61,965	△2,920
その他有価証券	91,722	91,722	—
(3) 貸出金	574,217		
貸倒引当金(*1)	△5,108		
	569,108	563,845	△5,263
資産計	726,722	718,539	△8,183
(1) 預金	761,793	761,753	△39
(2) 譲渡性預金	13,757	13,757	—
(3) 借入金	2,114	2,096	△17
負債計	777,664	777,607	△57

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	1,007	1,007	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	69,754	66,086	△3,668
その他有価証券	91,787	91,787	—
(3) 貸出金	580,402		
貸倒引当金(*1)	△5,125		
	575,276	569,335	△5,941
資産計	737,826	728,216	△9,610
(1) 預金	799,887	799,934	47
(2) 譲渡性預金	8,890	8,890	—
(3) 借入金	2,051	2,034	△16
負債計	810,828	810,859	30

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
非上場株式(*1)(*2)	363	362
組合出資金(*3)	3,672	3,645

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について0百万円の減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円の減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,006	—	1,006
有価証券				
その他有価証券	19,116	72,605	—	91,722
国債	18,368	—	—	18,368
地方債	—	3,576	—	3,576
社債	—	6,517	—	6,517
株式	748	34	—	783
その他	—	62,477	—	62,477
資産計	19,116	73,611	—	92,728

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,007	—	1,007
有価証券				
その他有価証券	19,092	72,695	—	91,787
国債	18,115	—	—	18,115
地方債	—	3,497	—	3,497
社債	—	5,945	—	5,945
株式	977	37	—	1,014
その他	—	63,214	—	63,214
資産計	19,092	73,702	—	92,794

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	12,426	18,641	30,896	61,965
国債	12,426	—	—	12,426
地方債	—	3,300	—	3,300
社債	—	15,340	30,896	46,237
貸出金	—	—	563,845	563,845
資産計	12,426	18,641	594,742	625,810
預金	—	761,753	—	761,753
譲渡性預金	—	13,757	—	13,757
借入金	—	2,096	—	2,096
負債計	—	777,607	—	777,607

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	15,201	19,964	30,919	66,086
国債	15,201	—	—	15,201
地方債	—	4,689	—	4,689
社債	—	15,274	30,919	46,194
貸出金	—	—	569,335	569,335
資産計	15,201	19,964	600,255	635,421
預金	—	799,934	—	799,934
譲渡性預金	—	8,890	—	8,890
借入金	—	2,034	—	2,034
負債計	—	810,859	—	810,859

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。観測できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、OIS、倒産確率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金はすべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル 3の時 価への 振替	レベル 3の時 価から の振替	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 連結貸借対照表 日において保有 する金融資産及 び金融負債の評 価損益
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	4	△0	—	△4	—	—	—	—

(*1) 連結損益計算書の「その他業務費用」の国債等債券償却として処理しております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

該当事項はありません。

(3) 時価の評価プロセスの説明

該当事項はありません。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説倒産時の損失率

該当事項はありません。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	580	581	1
	その他	—	—	—
	小計	580	581	1
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	13,323	12,426	△896
	地方債	3,445	3,300	△144
	社債	47,537	45,656	△1,881
	その他	—	—	—
	小計	64,305	61,383	△2,922
合計		64,885	61,965	△2,920

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	200	200	0
	その他	—	—	—
	小計	200	200	0
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	16,525	15,201	△1,323
	地方債	4,882	4,689	△192
	社債	48,146	45,993	△2,152
	その他	—	—	—
	小計	69,554	65,885	△3,669
合計		69,754	66,086	△3,668

2 その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	783	545	237
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	5,613	5,500	113
	外国証券	—	—	—
	投資信託	5,613	5,500	113
	小計	6,396	6,045	351
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	0	0	△0
	債券	28,462	32,216	△3,754
	国債	18,368	21,190	△2,822
	地方債	3,576	3,904	△327
	社債	6,517	7,121	△604
	その他	56,863	61,659	△4,796
	外国証券	484	499	△14
	投資信託	56,378	61,159	△4,781
	小計	85,325	93,876	△8,550
	合計	91,722	99,921	△8,199

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,014	545	469
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	6,088	5,909	178
	外国証券	—	—	—
	投資信託	6,088	5,909	178
	小計	7,103	6,455	648
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	0	0	△0
	債券	27,558	31,685	△4,126
	国債	18,115	21,158	△3,042
	地方債	3,497	3,845	△347
	社債	5,945	6,681	△736
	その他	57,126	61,649	△4,523
	外国証券	487	499	△12
	投資信託	56,639	61,150	△4,510
	小計	84,684	93,334	△8,650
	合計	91,787	99,790	△8,002

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式及び組合出資金を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は社債0百万円であります。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

なお、減損処理にあたっては、原則として当中間連結会計期間(連結会計年度)末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	△8,199
その他有価証券	△8,199
(△)繰延税金負債	0
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△8,199
(△)非支配株主持分相当額	△0
その他有価証券評価差額金	△8,199

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

	金額(百万円)
評価差額	△8,002
その他有価証券	△8,002
(△)繰延税金負債	0
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△8,002
(△)非支配株主持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	△8,002

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
期首残高	38百万円	38百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減額	0百万円	一百万円
期末残高	38百万円	38百万円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業・ 信用保証業	
役務取引等収益	1,229	0	1	1,231
うち為替業務	176	—	—	176
うち保険窓販業務	287	—	—	287
うち投信窓販業務	345	—	—	345
うちその他	419	0	1	421
その他経常収益	49	1	44	95
顧客との契約から生じる経常収益	1,278	1	45	1,326
上記以外の経常収益	4,096	1,153	28	5,278
外部顧客に対する経常収益	5,374	1,155	74	6,604

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 なお、「上記以外の経常収益」は、主に資金運用収益であり、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の適用対象の収益になります。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業・ 信用保証業	
役務取引等収益	1,155	0	2	1,158
うち為替業務	172	—	—	172
うち保険窓販業務	199	—	—	199
うち投信窓販業務	299	—	—	299
うちその他	484	0	2	486
その他経常収益	106	0	41	149
顧客との契約から生じる経常収益	1,262	0	44	1,307
上記以外の経常収益	4,770	1,108	12	5,892
外部顧客に対する経常収益	6,033	1,109	56	7,199

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 なお、「上記以外の経常収益」は、主に資金運用収益であり、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の適用対象の収益になります。

3 2025年8月27日付で新規設立し、連結子会社とした株式会社ふくぎん地域活性化投資は、「銀行業」に含めております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務及び信用保証業務などの金融サービスを展開しております。

当行グループは、業種に特有の規制環境及びサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「クレジットカード業・信用保証業」の3つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

なお、報告セグメントの利益は、経常利益ベースでの数値であります。また、セグメント間の内部経常収益は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	クレジットカード業・信用保証業			
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	5,374	1,155	74	6,604	—	6,604
セグメント間の内部経常収益	31	36	0	68	△68	—
計	5,406	1,191	74	6,673	△68	6,604
セグメント利益又は損失(△)	△656	20	△10	△646	—	△646
セグメント資産	842,660	5,499	715	848,875	△2,316	846,559
セグメント負債	819,527	3,533	532	823,593	△2,316	821,277
その他の項目						
減価償却費	265	19	1	286	△1	284
資金運用収益	3,852	0	5	3,858	△8	3,849
資金調達費用	138	12	2	153	△8	144
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	760	7	—	768	—	768

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額△2,316百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント負債の調整額△2,316百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) 減価償却費の調整額△1百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 資金運用収益及び資金調達費用の調整額は、いずれもセグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常損失と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	クレジットカ ード業・信用 保証業			
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	6,033	1,109	56	7,199	—	7,199
セグメント間の内部経常収益	37	36	0	74	△74	—
計	6,070	1,146	57	7,274	△74	7,199
セグメント利益又は損失(△)	96	16	△6	106	—	106
セグメント資産	835,179	5,946	676	841,803	△2,866	838,936
セグメント負債	813,046	4,019	504	817,570	△2,866	814,704
その他の項目						
減価償却費	267	18	1	288	△1	286
資金運用収益	4,525	0	5	4,530	△12	4,518
資金調達費用	907	18	2	928	△12	915
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	83	15	1	100	—	100

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額△2,866百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント負債の調整額△2,866百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) 減価償却費の調整額△1百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 資金運用収益及び資金調達費用の調整額は、いずれもセグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

4 2025年8月27日付で新規設立し、連結子会社とした株式会社ふくぎん地域活性化投資は、「銀行業」に含めております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 関連業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	3,571	394	879	1,758	6,604

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 関連業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	4,059	442	860	1,837	7,199

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	銀行業	リース業	クレジットカード業・信用保証業	
減損損失	238	—	—	238

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額		685円63銭	690円57銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	24,057	24,232
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	147	150
うち非支配株主持分	百万円	147	150
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	23,909	24,082
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	34,872	34,872

2 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)		△32円88銭	4円47銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△)	百万円	△951	156
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△)	百万円	△951	156
普通株式の期中平均株式数	千株	28,916	34,872

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※4 55,563	※4 78,978
商品有価証券	195	194
金銭の信託	1,006	1,007
有価証券	※1, ※2, ※4, ※6 161,367	※1, ※2, ※4, ※6 166,374
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5 576,038	※2, ※3, ※4, ※5 582,644
その他資産	1,984	1,281
その他の資産	※2, ※4 1,984	※2, ※4 1,281
有形固定資産	9,912	9,683
無形固定資産	277	269
前払年金費用	61	80
繰延税金資産	308	336
支払承諾見返	※2 234	※2 235
貸倒引当金	△4,996	△5,011
資産の部合計	801,954	836,074
負債の部		
預金	762,625	800,961
譲渡性預金	13,757	8,890
借入金	600	600
その他負債	1,702	2,096
未払法人税等	86	85
資産除去債務	38	38
その他の負債	1,577	1,973
賞与引当金	154	155
睡眠預金払戻損失引当金	29	17
再評価に係る繰延税金負債	645	645
支払承諾	234	235
負債の部合計	779,749	813,602
純資産の部		
資本金	19,638	19,638
資本剰余金	2,739	2,739
資本準備金	955	-
その他資本剰余金	1,783	2,739
利益剰余金	7,220	7,291
利益準備金	28	35
その他利益剰余金	7,192	7,256
別途積立金	3,500	3,500
繰越利益剰余金	3,692	3,756
自己株式	△20	△20
株主資本合計	29,577	29,648
その他有価証券評価差額金	△8,199	△8,002
土地再評価差額金	826	826
評価・換算差額等合計	△7,372	△7,176
純資産の部合計	22,204	22,472
負債及び純資産の部合計	801,954	836,074

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	5,306	6,065
資金運用収益	3,863	4,626
(うち貸出金利息)	3,448	3,951
(うち有価証券利息配当金)	343	542
役務取引等収益	1,347	1,331
その他経常収益	※1 95	※1 107
経常費用	5,958	5,881
資金調達費用	138	907
(うち預金利息)	133	861
役務取引等費用	662	672
その他業務費用	85	1
営業経費	※2 4,483	※2 4,002
その他経常費用	※3 589	※3 298
経常利益又は経常損失 (△)	△652	183
特別利益	-	47
特別損失	※4 298	3
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△951	228
法人税、住民税及び事業税	10	10
法人税等調整額	△15	△28
法人税等合計	△4	△17
中間純利益又は中間純損失 (△)	△946	245

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合 計
					別途積立金	繰越利益剰余 金		
当期首残高	18,682	555	1,228	1,783	492	3,500	4,798	8,790
当中間期変動額								
新株の発行	955	955		955				
剰余金の配当							△139	△139
資本準備金の取崩		△555	555	-				
利益準備金の積立					28		△28	-
利益準備金の取崩					△492		492	-
中間純損失(△)							△946	△946
自己株式の取得								
土地再評価差額金の取崩							△127	△127
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	955	400	555	955	△464	-	△749	△1,213
当中間期末残高	19,638	955	1,783	2,739	28	3,500	4,049	7,577

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△20	29,237	△6,693	717	△5,976	23,260
当中間期変動額						
新株の発行		1,911				1,911
剰余金の配当		△139				△139
資本準備金の取崩		-				-
利益準備金の積立		-				-
利益準備金の取崩		-				-
中間純損失(△)		△946				△946
自己株式の取得	△0	△0				△0
土地再評価差額金の取崩		△127		127	127	-
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			△627	-	△627	△627
当中間期変動額合計	△0	697	△627	127	△499	197
当中間期末残高	△20	29,934	△7,320	844	△6,476	23,458

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合 計
					別途積立金	繰越利益剰余 金		
当期首残高	19,638	955	1,783	2,739	28	3,500	3,692	7,220
当中間期変動額								
剰余金の配当							△174	△174
資本準備金の取崩		△955	955	-				
利益準備金の積立					35		△35	-
利益準備金の取崩					△28		28	-
中間純利益							245	245
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）								
当中間期変動額合計	-	△955	955	-	7	-	64	71
当中間期末残高	19,638	-	2,739	2,739	35	3,500	3,756	7,291

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他有価証 券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△20	29,577	△8,199	826	△7,372	22,204
当中間期変動額						
剰余金の配当		△174				△174
資本準備金の取崩		-				-
利益準備金の積立		-				-
利益準備金の取崩		-				-
中間純利益		245				245
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)		-	196	-	196	196
当中間期変動額合計	△0	71	196	-	196	267
当中間期末残高	△20	29,648	△8,002	826	△7,176	22,472

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 2 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	3年～15年
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後3年間の予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。
貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下「要注意先」という。)のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者(以下「要管理先」という。)に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後3年間の予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。ただし、対象先の件数が乏しく、算定した損失率の利用が合理的ではないと判断される場合は破綻懸念先に準じて貸倒引当金を計上しております。
また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。)に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後1年間の予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の審査部署が当該査定結果を査閲するとともに、更にこれらの部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による

回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は1,312百万円(前事業年度末は1,313百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6 収益の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

7 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
株式	747百万円	847百万円

※2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,414百万円	4,726百万円
危険債権額	7,236百万円	7,344百万円
三月以上延滞債権額	一百万円	一百万円
貸出条件緩和債権額	100百万円	100百万円
合計額	11,751百万円	12,170百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※3 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
	126百万円	119百万円

※4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	35,224百万円	30,214百万円
貸出金	9,090百万円	8,856百万円
計	44,314百万円	39,070百万円
担保に対応する債務		
借入金	一百万円	一百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	11,748百万円	11,543百万円
現金預け金	212百万円	212百万円
その他の資産	2百万円	1百万円

また、その他の資産には、保証金敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
保証金敷金	209百万円	209百万円

※5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	27,641百万円	27,996百万円
うち原契約期間が1年以内のもの の又は任意の時期に無条件で取 消可能なもの	25,606百万円	26,772百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
	31,563百万円	31,437百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
償却債権取立益	17百万円	27百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
有形固定資産	214百万円	232百万円
無形固定資産	29百万円	33百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	133百万円	224百万円

※4 減損損失は次のとおりであります。

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業キャッシュ・フローの低下により減損損失を認識すべきと判定された次の資産グループ9ヵ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
福島県内	事業用資産 5ヵ所	土地・建物・動産	176百万円
福島県外	事業用資産 4ヵ所	土地・建物・動産	62百万円

なお、当中間会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
子会社株式	747	847
関連会社株式	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月13日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 康彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立

場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月13日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 康彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第160期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断

される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月14日
【会社名】	株式会社福島銀行
【英訳名】	THE FUKUSHIMA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 岳 伯
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	福島県福島市万世町2番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社福島銀行 大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地 いちご大宮ビル4階)

(注) 大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役社長 鈴木 岳伯は、当行の第160期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。



GREEN PRINTING JFPI
P-A10007

この印刷製品は、環境に配慮した
資材と工場で製造されています。